○経済産業大臣臨時代理解職

経済産業大臣同務大臣国務大臣臨時代理藤井裕久

○大規定による臨時に経済産業大臣の指定を解く（以上の職務を行う国務大臣に指定する同日）

経済産業大臣臨時代理藤井裕久

国務大臣に指定する同日）

経済産業大臣直嶋正行

国務大臣により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する同日）

経済産業大臣直嶋正行海外出張不在中藤井裕久

国務大臣により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する同日）

委員国家公安委員会委員長中井洽帰朝につき国家公安委員会委員長に指定する同日）

経済産業大臣直嶋正行海外出張不在中藤井裕久

国務大臣により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する同日）

外務大臣政務官吉良州司

（経済協力開発機構日本政府代表を命ずる）

第二十二回国際エネルギー機関閣僚理事会日本則夫

通期間は平成二十一年十月二十九日までとする（各通期間は平成二十一年十月二十九日までとする（以上十月十三日）

（経済協力開発機構日本政府代表を命ずる）

第二十二回国際エネルギー機関閣僚理事会日本政毅

通期間は平成二十一年十月二十九日までとする（各通期間は平成二十一年十月二十九日までとする（以上十月十三日）

資源エネルギー庁長官石田徹

（経済協力開発機構日本政府代表を命ずる）

第二十二回国際エネルギー機関閣僚理事会日本政毅

通期間は平成二十一年十月二十九日までとする（各通期間は平成二十一年十月二十九日までとする（以上十月十三日）

法務省

（東京地方検察庁検事兼法務務省刑事局付）検事兼法務事務官駒方琢也

法務省大臣官房付に併任する（十月十三日）

法務省大臣官房秘書課付に併任する（十月十三日）

財務省

（大臣官房審議官）財務事務官原雅彦

同関税局長兼税関研修所長大藤俊行外国出張不在中

同関税局長及び同所属研修所長代理を命ずる（十月十四日）

皇室事項

御答信

信下へ発せられた御祝電に対し、天皇陛下から七月十七日コロンビア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、九月二十四日御答信があった。

信下へ発せられた御祝電に対し、天皇陛下から九月八日タジキスタン国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同月二十五日御答信があった。

答閣下へ発せられた御祝電に対し、天皇陛下から八月二十一日ウクライナ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、九月二十九日御答信があった。

官庁報告

官庁事項

北陸地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成21年10月16日

北陸地方整備局長　前川　秀和

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道470号	富山県氷見市稲積140番３から富山県氷見市鞍川字表3006番１まで

2　指定する期日　平成21年10月18日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成21年10月16日

北陸地方整備局長　前川　秀和

1　路線名　一般国道470号

2　指定する道路の区間　富山県氷見市稲積140番３から富山県氷見市鞍川字表3006番１まで

3　指定する期日　平成21年10月18日

公告

諸事項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　北海道マザーランド・キャピタル株式会社

2．住所　札幌市中央区大通西４丁目６番地の１札幌秋銀ビル４Ｆ

3．代表者の氏名　池田　和彌

4．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

5．上記の者（登録番号北海道財務局長（金商）第７号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年４月16日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて北海道財務局理財部金融監督第二課に提出されたい。

6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成21年10月16日

北海道財務局長　渥美　恭弘

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第１項第６号及び第７号の規定に基づき、下記の金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

1．商号　株式会社ＴＯＮＫ

2．本店所在地　東京都中央区入船二丁目２番７号

3．登録番号　東海財務局長（金商）第28号

4．登録年月日　平成19年９月30日

5．行政処分の年月日　平成21年10月５日

平成21年10月16日

東海財務局長　山崎　穣一

職員の懲戒処分

資源エネルギー庁職員

経済産業事務官　片山　克彦

国家公務員法第82条第１項各号の規定により、懲戒処分として、免職する。

平成21年10月16日

資源エネルギー庁長官　石田　徹

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月16日

中国地方整備局長　福田　功

1　処分をした年月日　平成21年９月18日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　やまこう建設株式会社　田中　義昌　鳥取県鳥取市南隈255番地　国土交通大臣許可（特―16）第2827号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成21年８月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月16日

中国地方整備局長　福田　功

1　処分をした年月日　平成21年９月18日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社天満屋アドセンター　友光　弘　岡山県岡山市北区本町６番30号　国土交通大臣許可（般―17）第15109号